

坂井郡介護保険広域連合

編集・発行 坂井郡介護保険広域連合 〒919-0522 福井県坂井郡坂井町上新庄28-5-3
TEL 0776-67-3366 FAX 0776-67-3766 E-mail: s-kouki@mitene.or.jp

第8号
平成14年8月30日

みんなで食べるとおいしいぞ



8/19(月)丸岡町介護予防拠点施設「いこいの家」にて

就任のごあいさつ



林田広域連合長

ひと言就任のごあいさつを申し上げます。

本年4月1日から坂井郡介護保険広域連合長に就任いたしました丸岡町長の林田恒正でございます。

また、同日、松木金津町長も同広域連合長職務代理者に就任いたしました。奈須田前広域連合長がこれまで築かれた足跡を継承し、介護保険事業推進に全力を傾注し、坂井郡民12万6千人の期待に添えるよう、粉骨砕身努力して参りたいと心を新たにしておりますので、皆様方のご支援を固めますようお願いを申し上げます。

平成12年2月1日に当介護保険広域連合が設置され、三国町の福井県坂井合同庁舎内に事務所を開設しておりましたが、今年4月1日から坂井町上新庄地係の旧坂井農村整備事務所後に移転を行い、現在、新事務所を開設しておりますので、お気軽にご利用くださるようお願い申し上げます。

さて、介護保険制度も3年目を迎え当介護保険事業計画は、5年を一期として策定されており、本年度は、3年ごとに見直しが行われる年になっております。広域連合では、医療、福祉、議会、住民、行政など各般の代表21人の方々にご依頼申し上げ、坂井郡介護保険事業計画策定委員会を立ち上げました。この事業計画は平成15年度から平成19年度までの5カ年の介護保険事業計画であり、介護サービスの見直しや適正な保険料の検討を連日、策定委員の方々にお願いを申し上げているところであります。

向後、高齢化の進行によります介護保険制度目的達成のため、皆様が安心できる福祉サービス向上と、すべての高齢者が生きがいを持ち、自立して生活が営めるような環境作りを目指して参りたいと考えておりますので、なにとぞ、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

第2期坂井郡介護保険 事業計画策定へ 委員21人に委嘱状

介護保険制度は一昨年4月にスタート。現行の事業計画に代わり、来年4月からは第2期の事業計画が実施されます。介護保険事業計画は、5年を1期として策定し、3年ごとに見直しが行われるもので、この計画では、将来の要介護者の推計値やこれまでのサービス利用実績などを基に、今後必要となる介護保険対象サービスの利用量と総費用などを策定します。

次期事業計画の策定にあたり、第1回目の会合が5月31日(金)に開かれ、郡内の医療・福祉・議会・住民・行政など各般の代表21人が委嘱されました。

策定委員会では、在宅サービス部会・施設サービス部会等の検討部会が設けられ、それぞれのサービスにおける実績の評価分析が行われ、事業計画案がまとめられます。

今後、10月に介護サービス量等の最終見込み値を取りまとめ、平成15年2月に議会へ報告、3月に県に提出することとなります。



介護保険事業計画 (介護保険法・第6章)

介護サービスの基盤を整備し充実させていくために、国が定める〈介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため〉の基本指針に即して、市町村は3年ごとに5年を1期とする介護保険事業計画を定めなければなりません。

また、この計画は市町村の老人保健福祉計画と調和が保たれたものであることが求められています。

介護保険事業計画には 被保険者の意見が反映されます。

被保険者の意見を反映させるため、策定委員会には、被保険者、保健医療、福祉、学識経験者、議会などの代表者によって構成されています。



被保険者の希望を最大限に尊重しながら、居宅サービスの向上を目指す。

地域における総合的な保健医療サービス及び福祉サービスの提供に際して、総合的な要たきり予防対策及び痴呆性老人対策を目指す。

介護老人福祉施設については、これまでの集団施設型のケアから入居者の尊厳を重視したケアへの転換を実現し、利用者のニーズに沿ったサービスを提供するため、個室・ユニットケア化の積極的な整備を目指す。

第2期介護保険
事業計画の方向性

各年度における
介護給付等対象サービスの
種類ごとの量の見込み

見込み量の
確保のための方策

事業者間の連携の
確保に関する事業、
介護保険等対象サービスの円
滑な提供を図るための
事業に関する事項

その他介護保険事業に
係る保険給付の
円滑な実施を図るために
市町村が必要と
認める事項

事業計画

介護保険事業計画には、
上の4つを定めることと
されています。

介護ふれあい フェア

高齢者の体の動きと体験

介護について子供からお年寄りまで世代を超えて学び理解を深めてもらおうと、「介護ふれあいフェア」が、7月14日(日)、春江町「エンゼルランドふくい」で開催されました。

おもりや関節を曲げにくくする装置を体に付け、階段を昇り降りする高齢者疑似体験コーナーに人気が集まったほか福祉用具の展示などにたくさんの人が訪れました。



保険料は介護保険を支える大切な財源です

いつまでも安心して暮らしていくために、保険料はきちんと納めましょう。

65歳以上の方の平成14年度の介護保険料は

段階	対象者	年額保険料
第1段階	生活保護受給者と老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が住民税非課税	19,200円(基準額×0.5)
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税	28,800円(基準額×0.75)
第3段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)	38,400円(基準額)
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満の人	48,000円(基準額×1.25)
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上の人	57,600円(基準額×1.5)

納期限は 納期限までに納めましょう。

第3期	9月25日(水)
第4期	10月25日(金)
第5期	11月25日(月)
第6期	12月25日(水)
第7期	平成15年 1月27日(月)
第8期	2月25日(火)

便利で納め忘れのない口座振替をおすすめします。

納め方

保険料の納め方には「特別徴収(年金からの天引き)」と「普通徴収(口座振替などによる個別納付)」の2種類があります。

特別徴収

老齢・退職年金が年額18万円以上の方

年金の定期払い(年6回)の際に、保険料があらかじめ差し引かれます。
※老齢福祉年金・障害年金・遺族年金・寡婦年金・恩給等については天引きの対象となりません。

普通徴収

老齢・退職年金が年額18万円未満の方

送付される納付書に基づいて、保険料を個別に納めます。
8期(7月から翌年2月)に分けて納めていただきます。

☆平成13年度途中で65歳到達あるいは転入した方で、年金年額が18万円以上ある方は、7月・8月・9月は普通徴収となり、10月以降特別徴収に切り替わります。なお、年金の種類やその他の理由により、特別徴収に切り替わらない場合もあります。

納め忘れにご注意ください!

次の場合は特別徴収と普通徴収の両方で納めていただくことになります。

1. 10月から特別徴収になる方
2. 保険料の段階が昨年度(平成13年度)よりも上がった方
3. 保険料の段階が、昨年度(平成13年度)において、一昨年度(平成12年度)より下がった方

納入通知書および納付書を、もう一度お確かめください。

納期限を過ぎると

督促が行われます。
※督促手数料や延滞金などを徴収されます。

1年以上滞納すると

サービスを利用したときの費用が
いったん全額自己負担になります。

保険料を納めないでいると...

保険料を納めないでいると、滞納していた期間に応じて保険給付が制限されます。

滞納が2年以上続くと

利用者負担が1割から3割に
引き上げられたり、
高額介護サービス費が
受けられなくなります。

1年6か月以上滞納すると

保険給付の一部または全部が
差し止めとなります。
また、差し止められた保険給付から
滞納している保険料額が
控除されます。

第9回広域連合議会定例会

第9回広域連合議会定例会が7月26日、丸岡町議場で開催され、平成14年度各会計補正予算など4議案が審議され、それぞれ原案のとおり可決されました。

なお、今回は3人の議員が次のような一般質問を行いました。



介護保険事業計画見直しと保険料改定について

藤岡 繁樹 議員

今年度は、介護保険事業計画の見直しの年度であるが、これまでの事業運営で特に低所得者の利用料・保険料の軽減と在宅サービス及び施設基盤整備の充実が最大の検討課題ではないか、介護保険事業計画見直しと保険料改定についてどのような視点で、なにを重点にすべきと考えているか見解を求めます。

林田広域連合長

去る5月31日に策定委員会を立ち上げ第1回目の会議が開催された。第2期介護保険事業計画の方向性については、国・県が示しているものを参考にし、介護サービス量等の見込み値をもとに案を策定していただき、平成15年1月に答申いただく予定である。

また、国庫補助事業の見直しに伴い、低所得者対策の訪問介護利用者負担減免事業は、平成15年度から減免率が下がり、平成16年度で廃止となることから、今後、議会と十分協議し、低所得者利用者負担軽減を図っていきたい。



深夜の訪問介護サービスの整備について

田中 洋行 議員

夜間・深夜の訪問介護について、需要が潜在化しているように感じるが、実際にケアマネージャー等が要介護者の実態をつかんでいないのか、そのニーズは出ているのか。

今後の見通しの中で、深夜対応の訪問介護サービスの整備についてどのように考えているか。

林田広域連合長

訪問介護は居宅介護サービスの大きな柱の一つである。ケアマネージャーは利用者の自立支援を進めるため、利用者及びその家族と話し合いながらケアプランを作成し、また、訪問介護サービスは家庭内でのサービスになることから、家庭内の事情及び利用者等の信頼関係が最も重要となっている。

平成13年度において、夜間・深夜及び早朝の利用は合計56人となっているが、料金の割増やヘルパーの人材確保、玄関の戸締りなど防犯上の問題、家族のプライバシーなどから敬遠されているように考えられる。

今後、人材の確保や利用者の家族の理解を得ながら在宅サービスの充実を図り、夜間等利用のニーズに応えられるようにしていきたい。

施設整備は緊急課題

松本 朗 議員

第7回定例会において連合長の答弁で、施設整備検討委員会を立ち上げ検討することであったが、検討委員会はいまだ設置されておらず、施設整備の方向性が明らかにされていないのはなぜか。

施設入所の待機者が増え、その多くが特別養護老人ホームへの入所待ちであると考えられるが、介護保険事業計画に増設を明記し、介護を保障することが広域連合としての責任ではないか。

林田広域連合長

現計画では特別養護老人ホームの増設は3年間行わないとなっており、正副広域連合長会及び介護保険運営協議会において議論を重ねた結果、再度サービス量見込みや需要供給を十分把握し、第2期事業計画において検討していくこととなった。

また、現在の入所については申し込み順となっており、あらかじめ申し込みしておく人が多いといわれている。国においても改定にあたり、真に入所を必要とする人の優先入所の方法を検討している。



がんばってます

7月17日(水)、坂井郡ケアマネージャー連絡会が坂井町多目的センターで開催されました。

年に数回行われているケアマネージャー達の勉強会で、今回は「介護保険における住宅改修」をテーマに、当広域連合の担当者や旅行業者より、書類の書き方や改修のポイントを学びました。どのケアマネージャーも、今後の業務に役立てようと、真剣なまなざしで受講されていました。



事務所移転のご案内

前号でもお伝えしましたが、広域連合の事務所が移転しました。

【所在地】〒919-0522
坂井町上新庄28-5-3
【電話番号】0776(67)3366
【FAX番号】0776(67)3766

